

和歌山工業高等専門学校いじめ対策委員会等規則

制定 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下「いじめ防止等基本計画」という。）第4の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に置く和歌山工業高等専門学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 いじめ防止等基本計画の策定、実行、検証に関すること。
- 二 いじめ防止プログラムの年間計画に関すること。
- 三 いじめの未然防止のための環境づくり及び教職員の資質向上に関すること。
- 四 いじめの早期発見のための相談・通報に関すること。
- 五 いじめの実態把握に関すること。
- 六 いじめの対処に関すること。
- 七 重大事態への対処にかかる事実関係の調査等に関すること。
- 八 本校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- 九 その他いじめの防止等に必要と認められること。

(いじめ対策委員会)

第3条 本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、委員会を設置する。

2 委員会の構成は、以下の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事
- 四 学生主事
- 五 寮務主事
- 六 専攻科長
- 七 メディアセンター長
- 八 地域共同テクノセンター長
- 九 学生相談室長
- 十 各学科主任
- 十一 総合教育科主任
- 十二 事務部長
- 十三 その他校長が必要と認めた者

- 3 委員会の委員長は校長をもって充て、業務を統括するものとし、副委員長に副校長をもって充て、委員長を補佐する。
- 4 校長は、必要に応じて外部有識者等を委員に加えることができる。
- 5 委員会は、少なくとも二カ月に一度を目安に定期的に開催するものとする。

(いじめ予防企画部会)

第4条 いじめ対策委員会のもとに、本校におけるいじめの未然防止及び早期発見に関する取組を実効的に行うため、いじめ予防企画部会（以下「予防部会」という。）を設置する。

- 2 予防部会の構成は、以下の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 学生相談室長
 - 二 学生相談室副室長
 - 三 学生相談室員
 - 四 学生課長
 - 五 看護師
 - 六 スクールカウンセラー
 - 七 スクールソーシャルワーカー
 - 八 その他校長が必要と認めた者
- 3 予防部会の部会長は学生相談室長をもって充て、業務を統括するものとし、副部会長に学生相談室副室長をもって充て、部会長を補佐する。

(いじめ調査部会)

第5条 いじめ対策委員会に、本校におけるいじめ事案への対応を実効的に行うに当たり必要があるときは、いじめ調査部会（以下「調査部会」という。）を設置する。

- 2 調査部会の構成は、以下の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 学生主事
 - 二 学生相談室長
 - 三 教務主事補
 - 四 学生主事補
 - 五 寮務主事補
 - 六 学生相談室副室長
 - 七 副メディアセンター長
 - 八 総務課長
 - 九 学生課長
 - 十 スクールカウンセラー
 - 十一 スクールソーシャルワーカー

十二 本校教職員のうち、次のア、イに掲げる者

ア 支援を必要とする学生が本科学生である場合は、当該学生の学級担任、当該学生の所属する学科の主任及び学生主事が必要と認める教職員若干名

イ 支援を必要とする学生が専攻科学生である場合は、当該学生の所属する専攻の副専攻科長、専攻科長及び学生主事が必要と認める教職員若干名

十三 外部有識者

十四 その他校長が必要と認めた者

3 調査部会の部会長は学生主事をもって充て、業務を統括するものとし、副部会長に学生相談室長をもって充て、部会長を補佐する。

4 校長は、必要に応じて、学校関係者や当該事案に関係する学生及びその保護者等と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者をいじめ調査部会に加えることができる。

(いじめ問題第三者調査委員会)

第6条 校長は、いじめ事案が重大事態のとき、いじめ問題第三者調査委員会を設置する。
なお、設置方法については別途定める。

(守秘義務)

第7条 書面又は電磁的記録に記載されている構成員は、その任期中及び構成員でなくなった後も、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員会、予防部会、調査部会、いじめ問題第三者調査委員会に出席を求められた者及びその事務に携わる者についても準用する。

(文書の保管)

第8条 委員会、予防部会、調査部会、いじめ問題第三者調査委員会に収集した資料及び作成した記録等の保管は学生課が行う。

(事務)

第9条 委員会、予防部会、調査部会、いじめ問題第三者調査委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年9月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。